広報にいつ
発行所　新津市役所
電話、代表550番
発行人　笹田繁雄
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回　発行

のびゆく新栄町

31年度市営住宅も完成

（旧石川島重工跡地）

奉から新栄町に建設中の三十一年度分公営住宅（左の写真）は次の通りですが、近く出来上り、九月中にその一部は入居できることになりました。

本年度建設予定の住宅も激地整地と弥の上着手される予定です。

① 第一種簡易耐火構造住宅　一棟　六戸。
一戸　十三坪三三八　家賃月額　二二〇〇円
② 第二種木造住宅
十棟　十戸。
一戸　九、二五坪。
家賃月額　一〇〇〇円
③ 第二種木造住宅
十棟　十戸。
一戸　九、二五坪。
家賃月額　一〇〇〇円

世帯に一躍百五十

市の住宅対策として、旧石川島重工業跡地（山谷）に、昭和三十一年に分譲住宅十戸、公営住宅二十九戸が建てられ、町名も「新栄町」と命名され、昨年六月より発足しましたが、現在建設中の分譲、公営住宅四十四戸が出来上ると八十三世帯に増加します。

更に本年度建設予定の分譲公営住宅四十九戸に

新学制10周年（28.9月）

教育功労者を表彰

ことしは新学制施行十周年に当るので当市教育委員会では、別項の様に過去十年に於ける学校教育の歩みを顧みるとともに将来に思いを致し、いよいよ教育の振興をはかるため、来る九月二十日午後一時より第一小学校で記念式並に教育功労者の表彰式を挙行し、併せて記念講演会を開催することになりました。

一時からの記念式には次いで教職員新関小学校長、渡辺計録先ほか八十四名の学校医表者表広氏ほか五名、使丁小林表松さんほか四名並に教育事務職員二名に感謝状と記念品を贈り、また各小中学校P・T・Aと学校教育のため一件五万円以上の寄付者帆崎多郎氏にそれぞれ感謝状を贈り、その功績を表彰します。

今年は新しい学校教育制度施行の年に当り、教育界は、学校教育の基本を確立するために中学校制度改革が行われました。

当市でも新しい教育制度施行に伴い新たに中学校令を新設されたことは云うまでもありませんが、戦後の学校教育に、根本的な変革が加えられ、中でも義務教育年限が延長され、新たに中学校制度が設けられたことは、その最も大きな変革の一つでありました。

市においては昭和二十二年度以来学校新設、改築、増築等を実施し、学校教育の発足すること、なった。

新しい制度によって従来の学校教育に、根本的な変革が加えられ、中でも義務教育年限が延長され、新たに中学校制度が設けられたことは、その最も大きな変革の一つでありました。

市では国民健康保険税の一つとして、このたび患者輸送車を購入しました。この自動車は負傷者の場合や、入院患者の無料輸送などを行って、市民のサービスを図ろうとするものですが、ふだんは乗用車（一名乗）とし、患者を輸送する場合は椅子を倒し簡付の折り畳式タンカを設備する便利な車です。

細部の使用簡則や手続きなどはおって知らせする予定です。（保険課）

患者輸送車お目見得

市が無料で市民にサービス

ふだんは乗用車、一旦かんきうあれば急救車

基本選挙人名簿作製

国会議員、県議、市議、県知事、市長の選挙権のあるいわゆる有権者を登録する基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在で作りなおされることになっています。そして、この基本選挙人名簿は十二月十日までに行われる公職の選挙に使用されますが、ことしの基本選挙人名簿に登録されない公職の選挙には、選挙権があっても投票できないことになります。

本市の昭和三十二年度の基本選挙人名簿の調製は、選挙資格者から「昭和三十二年度基本選挙人名簿調製のための有権者調査」を提出していただいて、これに基づいて作製しますことになっていますから、選挙資格者は必らず調査を提出して下さい。

細部については次のとおりです。

① 資格者
昭和十二年十二月二十一日以前に生れた日本人で、本年六月十五日以前から引続いて新津市に住所を有し、且つ一定の欠格事項に該当しない者。

② 調査用紙の配布
有権者調査の用紙は、各区長を通じて配布します。

③ 提出先
各区長の調査員に提出します。

④ 期限
九月三十日まで

⑤ 記入方法その他
注意事項は調査用紙の裏面をよく読んで下さい。

⑥ 用紙
用紙がなかったり、その外不明の点は直接選挙管理委員会（電話五五〇番）に問合せて下さい。

「田畑を宅地等にする」には知事の許可がいる

最近田畑を宅地等にする件数が非常に多くなった

宅地として買う場合は登記簿の抄本、証明書類が必要です。

登記簿の抄本は、建物の抄本、位置及配置図二枚、現況位置図二枚（最寄最最地帯）各一枚の現地の状況を明確にするための確認をしてもらうこと。

自分の所有地で自分が耕作している土地を自分の宅地や稲干場等にする場合は、登記簿の抄本や証明書は、不要ですがその他は必要です。

申請に当っては知事の許可書がくるまで工事に手を出してはいけません。

農地法による転用許可済

許可番号	
許可年月日	
申請者（転用者）氏名	
許可面積	
転用目的	

新津市農業委員会
35Cm

市職員の給与を改訂

財源は国からの交付税で

ことしの六月に、国家公務員の給与を改訂するとの法律が公布され、市職員も財源が交付税で交付されることになったので国に準じて給与を改訂することになりました。

この改正条例が議決され、増額された職員の給与は、一般会計分で平均八百五十円、改訂後の給料平均は一万五百円位で、国家公務員などの平均と比較すると二千円から三千円位もまだ低くなります。

また、職員の給与改訂に伴って、特別職、職員などの報酬も次のように改訂されました。

市長　五万円
助役　三万九千円
収入役　三万三千円
議長　一万二千円
副議長　九千円
議員　八千円
監査委員（議会選出）　二千七百五十円
同　（学識経験者）　二千五百円
各種委員　勤務一日につき　五百円

義肢巡回相談

十月七、八日に

義肢巡回相談（修理）は十月七、八日の両日（公共定）県立身体障害者更生指導所恵寿園で行なわれますから関係者は本人を連れて実施日に直接恵寿園に申出て下さい。

公平委員と固資審査委員を選任

八月三十日の市議会で市公平委員と固定資産評価審査委員の任期満了に伴う後任について協議した結果、次のとおり選任されました。

公平委員
桜井幸三郎（再選）
三浦　吉三（新）

固定資産評価審査委員
荒木敬太郎（再選）
坂上七三郎（再選）
佐藤清之助（再選）

肢体不自由児に施設

建設資金にご協力を

肢体不自由児は、早くから児童福祉法による療育の取容により、足の不自由な児童を収容して医療、療育により、足の不自由な児童を収容して医療、療育により、足の不自由な児童を収容して医療、療育